

令和6年 住田町議会決算審査特別委員会

議事日程(第4号)

令和6年9月19日(水)午前10時開議

- 日程第 1 認定第2号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第3号 令和5年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第4号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 財産に関する調書、基金運用状況に関する調書について
- 日程第 5 認定第5号 令和5年度住田町簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第 6 認定第6号 令和5年度住田町下水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員(11名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 金野千津君 | 2番 | 荻原勝君 |
| 3番 | 佐々木初雄君 | 4番 | 佐々木信一君 |
| 5番 | 瀧本正徳君 | 6番 | 村上薫君 |
| 7番 | 阿部祐一君 | 8番 | 林崎幸正君 |
| 9番 | 菊池孝君 | 10番 | 高橋靖君 |
| 11番 | 水野正勝君 | | |

欠席委員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君 教育長 松高正俊君
監査委員 紺野仁君

副町長	小向正悟君	総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	横澤広幸君
住民税務課長兼 会計管理者	鈴木絹子君	企画財政課長	高萩政之君
保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	千葉英彦君	建設課長	佐々木淳一君
農政商工課長兼 農業委員会 事務局長	菊田賢一君	林政課長	佐々木暁文君
教育次長	多田裕一君		

事務局職員出席者

議会事務局長 菅野享一 係長 高橋京美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○委員長（佐々木信一君） おはようございます。ただいまの出席委員は11人です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎認定第2号の質疑

○委員長（佐々木信一君） 認定第2号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

歳入、歳出全部についての質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 実績報告書の36ページ、下の2枠、5の1の1、保健衛生普及費及び5の2の1特定健診査等事業費について伺います。

保健衛生普及費のほうでは、保健指導というふうに施策の効果等で書いてあります。

それから、その下のほうでは、特定健康診査業務として、特定保健指導17人、それからその下に積極的指導7人というふうに書いてあります。

保健指導、特定保健指導、積極的指導、これはそれぞれどのような指導なのでしょう。

それから上の保健指導の件数、人数ですね、これ不明ですので、それについても伺いたいと思います。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 保健指導と特定保健指導のうちの動機づけの指導と積極的指導の部分についてお答えします。

1点目の保健指導の部分につきましては、この対象者を絞りまして、糖尿病の重症化予防の保健指導をしたものでございます。その中で糖尿病予防のヘルスアップ教室とかを開催しておりますので、4回コースで開催しておりますが、その方たちは延べ39人の方が御利用いただいております。

そのほかにも、異常値の放置者の方の受診勧奨であるとか、治療中断の方の受診勧奨、それから重症化予防の部分で、トータルでは22名の方が保健指導を受けているというような内容になっております。

それから特定保健指導のうちの動機づけと積極的指導という部分でございますけども、動機づけにつきましては、特定保健指導をした後に、BMIの数値であるとか、その部分が2項目該当している方で、通常の指導される方、それから積極的指導ということは、3項目を該当になる方が、特定保健指導の対象者の方ということで、その方たちにつきましては、個々に個別で面接をしまして、食事であるとか、運動の仕方であるとか、そういう部分を保健指導しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木信一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 令和5年5月までは、いわゆるコロナ禍であったわけです。

それぞれについて、コロナ禍前・コロナ禍の中・コロナ禍の後で、指導頻度等、回数というか、人数というか、変動したのかどうか、伺いたと思います。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 特定保健指導の部分のコロナ禍前・コロナ禍の最中・後というところの人数の部分でございますが、指導に対する対象者の人数に関しては、健診受診後の人数でございますので、それは、おおむね例年変わらない形になっております。

ただ、それを受けた方については、コロナ前は若干多かったですけども、コロナ禍どうしても対面なので、その部分でちょっと落ちた部分はありますが、今やってるのは、またコロナ禍後になってきてますので、コロナ前と同じような数値になってきているところです。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） それでは最後の質問をいたします。

町内の生活習慣病や糖尿病の方、これ、コロナ禍の影響を受けたのかどうか、それについて伺いたと思います。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） コロナ禍の影響を受けたかどうかという部分でございますけども、実際は数値を多く取っておりませんので、増えたかどうかというところは、数値は持ち合わせておりませんけども、肌感覚的にはそんなに前と後では大きく変わってないので

はないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） そのほかございませんか。

5番、瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 私のほうからは、35ページの2款2項1目の、要するに高額療養費に関わってです。

いずれ今、質問があったとおりになんですが、保険給付費全体がですね、減額してるということで、これも一つの部分なのかなというふうに思いながらなんですが、取組といいますかですね。この傾向は、保険給付費関係の減額というのはすごくいい流れなんですが、高額療養費に関わっては、その部分についてはどう見ているのかなというふうに思います。

先ほど、訪問指導等の効果じゃないかっていう部分の話もありましたけども、それも併せて、もう一度お願いしたいと思います。

それから2つ目については、決算書の192ページの、要するに保険税の未済と、それから不納処理については、一般会計でも言いましたが、すかつとしていいような感じはしますけども、いずれこの分については、大きな処理の形の流れですんで、ましてや不納欠損になる前提が未済というふうな流れが普通だと思いますんで、未済から不納欠損になるというふうな部分がありますので、いろいろこの部分については生活の状況等を考えてだとは思いますが、その辺の思い切った、このやった分ですね、元の考えを伺いたいなというふうに思います。

○委員長（佐々木信一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 初めに、高額療養費についてお答えいたします。

高額療養費ですけれども、4年度が大きくなっております。4年度につきましては、やはり高額な医療費がかかる、治療にお金がかかるもの、1件当たりのもの、高額になっているものがありまして、それによって大きく影響されているものと考えております。

不納欠損につきましては、不納欠損は全て時効によるもので不納欠損しております。時効までに至るまでですけれども、大きくは単身でお亡くなりになられて相続放棄等によるものと、請求先が不明であったために時効を迎えてしまったものが多くありました。

また、滞納につきましては、1件当たりの大口のものがりましたので、それによって大きく変化があったものでございます。

以上になります。

○委員長（佐々木信一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 高額療養に関わっては、いずれ分母が小さいので変動が大きいというふうな解釈にしたいと思います。

いずれにせよ、ただ、この部分については、今から大きな部分だと思いますので、一つ、予防に関わっては、先ほど話したとおりの対応をしていただきたいというふうに思っていますが、不納欠損、それから収入未済については、ただ増えているんですよね。そして最初にお話になった時効によるとなれば、亡くなってからの時効というふうな形、ないしは相続放棄をして、請求というか、催促といいますか、そういうふうな形ができなくなった方々の分というふうな形の解釈でいいということによろしいですね、はい。

収入未済に関わってはですね、現状をどのような形で捉えているかということをお伺いしたいと思いますが、いずれ正直言って、それなりの事情があって納められないというのが現状だと思いますが、その辺のやり取り等ですね、お話ししておいていただければ、なるほどなという部分がありますので、よろしくをお願いします。

○委員長（佐々木信一君） 住民税務課長、鈴木絹子君。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 一般的に滞納者へは、まず臨戸訪問しておりまして、今現在、定期的に臨戸訪問いたしまして、定期的な納付につなげようとしているものでございます。

その方の生活もありますので、それに支障のない程度というところで、毎月相談したり、資料を頂いたりしながら、滞納解消に向けて取り組んでいるところでございます。

以上になります。

○委員長（佐々木信一君） そのほか、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） これで、認定第2号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終わります。

◎認定第3号の質疑

○委員長（佐々木信一君） 次に、認定第3号 令和5年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

歳入、歳出全部についての質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 実績報告書の39ページ、一番上の5の1の1包括的支援事業・任意事業について伺います。

この枠のですね、下のほうに、認知症家族交流会開催1回、7人参加というふうにあります。この交流会、昨年度、町内で、花たばの会というのができたんですけども、それとはまた別の会合なのか伺いたと思います。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいまの御質問にお答えします。

認知症の交流会と花たばの会は、別なものかというようなものですが、認知症家族の交流会と花たばの会については、別々のものがございます。家族の交流会につきましては、社会福祉協議会さんと協力をしながら、家族の方が一堂に集まって年1回ではございますが、一緒に介護の悩みであるとか、こういうことをしてるとかっていう部分をお話する会でございますし、花たばの会につきましては、町内の有志の方たちが立ち上げている認知症の会ということになります。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 花たばの会というのは、また別の組織だということですが、この花たばの会について、町としてどういうふうに捉えているのか。また、町からの補助金等はあるのか、伺いたと思います。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 花たばの会につきましては、町内の有志の方が立ち上げている部分でございます。町としては包括支援センターの職員が、毎月というか、会があるたびに出席をさせていただいて、いろんな情報提供している部分はございます。

あとは、町の支援というのはそういう形の支援でございまして、財政的な支援というものは、現在のところ行っていないという状況でございます。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 花たばの会っていうものですね、町内に昨年できまして、大体月に2回程度活動しているということで、20人から30人ぐらい、お集まりになっていると。そ

ここで初めて介護の悩みなどを打ち明けている方もおられるということです。

認知症家族交流会と花たばの会、どういうふうにすみ分けを図っていく考えか、伺いたいと思います。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 認知症交流会と花たばの会のすみ分けということでございますが、花たばの会につきましては、毎月定例で皆さんお集まりいただいて、いろんな悩みを解決するというか、そういう場でございますし、家族の交流会という部分につきましては、実施主体が町と社会福祉協議会であるのと、花たばの会は任意の団体でございますので、そういうすみ分けはあろうかと思いますが、家族の交流会につきましては、年1回でございますが、皆さんのリフレッシュというか、そういう部分も兼ねて、来られる方については、サービスの調整をしたりして、デイサービスに行っていたとかいうようなサービスの調整をしながら、その方たちがリラックスできるような部分の事業でございますので、すみ分けといえば、そういう形のすみ分けになると思います。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） そのほか。

1番、金野千津さん。

○1番（金野千津君） 実績報告書の37ページの一番上のところでございます。

認定調査費ですけれども、遠方の施設や病院等に入所または入院中の方の要介護認定のためでございますが、これは多分、介護給付費等にも影響してくることかなというふうに思いますが、今どのくらいの方が町外のサービスを利用しているのでしょうか。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） どれぐらいの方が町外のサービスを利用しているかというところですが、施設の部分でいえば、おおよそ町内のすみた荘を利用してる方が70人で、現在施設サービスを利用されている方が110名ほどいらっしゃるの、その施設で見れば、差引き40名の方が町外の施設を利用しているというような形になっております。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 今現在の住田町の介護保険サービスで、その40名の方が賄え切れない理由といいますか、サービスを工夫することで、何名かは町に戻ってこれるというふうに把握しているのか、その辺りをお聞きしたいです。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 町内のサービスだけで賄える方がいるかどうかという部分ですけれども、賄える方もいらっしゃると思いますが、やはりサービスは選択の自由という部分もごございますので、その御家族が施設を望めば施設ですし、私たちは、在宅サービスを利用される方については在宅でなるだけサポートできるように、皆さんが住み慣れた地域で、この地域で住んでいただけるように関係機関とも連携しながら、現在のところもサービスを提供しているところがございますので、その点については、全ての方を把握しているというものではありませんけれども、できるだけそのニーズに応えられるような体制の構築をしていきたいというふうには思っております。

○委員長（佐々木信一君） そのほか、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） これで、認定第3号 令和5年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終わります。

◎認定第4号の質疑

○委員長（佐々木信一君） 次に、認定第4号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

歳入、歳出全部についての質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） これで、認定第4号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終わります。

◎財産に関する調書、基金運用状況に関する調書についての質疑

○委員長（佐々木信一君） 次に、財産に関する調書、基金運用状況に関する調書についての質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） これで、財産に関する調書、基金運用状況に関する調書の質疑を終わります。

◎認定第5号の質疑

○委員長（佐々木信一君） 次に、認定第5号 令和5年度住田町簡易水道事業会計決算の認定についての審査を行います。

収入、支出全部についての質疑を行います。

発言を許します。

3番、佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） 2点、お伺いしたいんですが、1点目は、34ページの建設仮勘定、決算で530万円でございますが、これについてお伺いいたします。

530万円の内容っていうか、種類っていうか、それはどういうものでしょうか。

それから今後終了するまでの期間とか、金額はどのように見込んでいるのでしょうか、お伺いいたします。

それから2点目は、9ページと10ページになりますが、他会計の補助金3,421万5,000円、それから10ページの他会計出資金3,846万8,000円についてでございます。

9ページの損益計算書では、営業収入が6,865万1,566円になっております。その下で営業費用が1億1,895万2,656円で、営業利益がマイナスの5,030万1,090円となっています。給水原価が302円、供給単価が269円ということでございますが、このことについてどう捉えているのか、お伺いいたします。

それから簡易水道の普及率が66.28%だそうです。3分の1以上の住民が簡易水道の恩恵を受けておりません。公平性の面からも、今後どのような経営を行っていく考えか、お伺いいたします。

○委員長（佐々木信一君） 建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君） まず、御質問1点目の建設仮勘定の件についてお答えさせてい

たきます。

建設仮勘定は、年度当初現在高で530万ということに計上されております。そのうちの令和4年度に増額しました250万円分につきましては、世田米地区の増圧ポンプ設備に関する金額というふうになってございます。

その増圧ポンプの設備の更新につきましては、今、設計をいただいて精査しているところでございますので、いつ工事するかという見込みはまだ立っていないところでございます。

残りの280万につきましては、今御説明できる資料を持ち合わせておりませんので、改めて答弁させていただければというふうに思います。大変申し訳ございません。

それから2点目の御質問のほうの、その普及率に対する回答ということでもよろしかったでしょうか。はい。営業収益、営業費用の部分が赤字だという御指摘だと捉えておりますが、簡易水道につきましては、現在アセットマネジメントのほうを令和6年度において策定を行っているところでございます。

その結果に基づきまして、今後の中長期的見込みを捉えながら、経費削減に努めながら、料金改定が必要なかどうかという議論を今年度行い、来年度必要に応じて審議会を開催して、審議していただいでいく方向性としております。

それから普及率が低いという部分になりますが、簡易水道のみの普及率が60%ということになっておりますが、その簡易水道の恩恵を受けていない地域につきましては、組合で運営する水道のほうの改良費用等を補助する等々にして、水供給に努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木信一君） 佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） それでは、1つ目の建設仮勘定の件ですが、令和2年度から公営企業会計に移行しているわけですが、建設仮勘定は、令和3年度の決算で280万、先ほども言いましたが、決算されております。令和4年度は、期中の増加が250万円あり、合計で530万円で決算されました。

今までそれぞれ4年度までは認定されてきたわけですが、令和5年度は、期中の増減がないので、同じ530万円で、今回決算されているわけですが、1年間支払いがありません。

このような場合は、振替処理して減価償却費の計上をすべきと思いますが、どうなんでしょうか。

○委員長（佐々木信一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木淳一君） 先ほども答弁させていただきましたとおり、残りの令和3年度に計上しました280万円の部分の説明と併せまして、改めて答弁させていただければと思います。

○委員長（佐々木信一君） 佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） 先ほども言いましたが、1年間支出がなかったのも、劣化だとか、摩耗していくと思います。新たに出た場合は、また新たに建設仮勘定で処理することがあっても、今までの分については、先ほども言いました、建設仮勘定でなくして、償却資産に振り替えて、減価償却をすべきだったと私はと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（佐々木信一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木淳一君） 御指摘いただいた内容を参考とさせていただきながら、確認作業を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） 他会計からの補助金出資金についてお伺いいたします。

他会計からの補助金は、5年度3,421万5,000円、このうち3,400万円が減価償却費引当金に、それから21万5,000円が企業債の利息償還に向けられております。出資金に3,846万8,000円支出しています。令和4年度までの決算については、今までずっと認定してきているわけですが、令和2年度から5年度までの4年間で合わせて、補助金が1億6,262万7,926円、出資金が2億3,007万4,000円で、合計で3億9,270万1,926円の額になっています。

5年度の未処分剰余金が8,836万140円あるわけですが、施設の老朽化等もあり、今後の更新に向けた経営をどのように行っていく考えか。

それから先ほど普及率の66.28%の数字を言ったんですが、これは普及率が低いということではなくて、こういう地形なので無理だと、難しいと思うんですが、それ以外の人が3分の1以上もいるのに、こういうふうな高額の資金を出しているということを言いたかったのであります。

○委員長（佐々木信一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時30分

再開 午前 10時35分

○委員長（佐々木信一君） 再開します。

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐々木淳一君） 委員御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の多額な補助金出資金が一般会計のほうから簡易水道会計のほうに入っているというところの御指摘につきましては、国の繰入金のルールに基づきまして算出した金額を補助金出資金として一般会計から繰り出し、簡易水道へ繰入れということをしていることとなっております。

今後の施設改修に向けての蓄えという部分もございしますが、繰り返しの答弁になって恐縮ですが、先ほども申し上げましたとおり、令和6年度において、アセットマネジメントの策定を行っておりまして、そちらの結果に基づきながら、必要な経費を中長期的に計画的にした上で、必要な経費削減を行いながら、料金改定が必要かどうかということを検討してまいりたいと考えております。

それから3割ほどの簡易水道の恩恵を受けてない方との不公平感という御指摘がございましたが、同じく一般会計のほうで、飲料水の組合のほうに補助金を出しておりますし、それは国・県からの補助金にプラス、町もかさ上げという形で助成を行っております。そういった形で、水道を使っている方々の不公平感というものはないものと捉えておりますが、委員御指摘いただいた件も含めまして、不公平感が今後も生じていかないように施策を取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） 最後になりますが、能登半島地震から8か月半以上も経過しているわけですが、いまだに水道が復旧していないところもあると聞いております。

水道は、重要なガイドラインとして、安心・安全な水の供給のため、今後もよろしく願いをします。

○委員長（佐々木信一君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） これで、認定第5号 令和5年度住田町簡易水道事業会計の決算

の認定についての質疑を終わります。

◎認定第6号の質疑

○委員長（佐々木信一君） 次に、認定第6号 令和5年度住田町下水道事業会計決算の認定についての審査を行います。

収入、支出全部についての質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） これで、認定第6号 令和5年度住田町下水道事業会計決算の認定についての質疑を終わります。

◎認定第1号から認定第6号の総括質疑

○委員長（佐々木信一君） これまで、各会計ごとについて質疑を行いました。これから総括質疑を行います。

発言を許します。

○委員長（佐々木信一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） それでは、6番の村上薫であります。

それでは、これより令和5年度決算に対する総括質疑を行います。

先ほどまで、令和5年度一般会計及び特別会計並びに事業会計決算について、3日間にわたり、慎重審議が行われました。

決算審査は、住民福祉増進のため、予算執行の確認、予算をどのように使ったか、それが適正であったか、財務の透明性の確保、政策の評価、政策の効果や効率性を評価をし、次年度の予算編成に反映させるための提言を行います。それから行政の監視ということで、この観点から行われたものであります。

審議の項目と多少重複する点もございますが、次の点について、町長以下、副町長、教育長及び担当課長の答弁を求めます。

1、最初に神田町長に2点お伺いをいたします。

大きな観点から、国政に対し、中山間地の地方自治体の長として、地方創生に何を期待し、評価をするのか。お聞きいたします。

2点目、神田町政が発足してから7年10か月が経過をいたしました。その間、首長として十分な経験と実績を積まれたと捉えます。健全財政を堅持しつつ、やるべき施策は、自らの責任と判断で、自らの時代にやるという姿勢が大事と考えます。

1、役場周辺施設整備計画の具体化、2、旧下有住小学校校舎及び校庭の在り方の結論づけについて、今やるべきことを次の代に先送りすべきではないと思います。いつ頃、工程計画を示すお考えか、お伺いをいたします。

次に、副町長にお伺いをいたします。

行政事務の包括業務委託についてであります。

現在の役場職員体制は、正職員102名、会計年度任用職員70名の合計名172名と捉えております。陸前高田市では、令和元年度から包括業務委託を導入したことにより、プロパー職員は政策や管理部門に、より特化でき、役割分担が明確になりました。受託企業の社員研修も充実しており、市民の窓口アンケートでは、満足度99.5%と高い率になっております。窓口サービスの向上がうかがえます。会計年度任用職員の雇用安定、正職員の負担軽減、サービスの質・向上の観点から、当町でも導入の検討をすべきではないか、お伺いをいたします。

次に総務課長にお伺いをいたします。

メンター制度についてであります。

町は、メンター制度を令和4年度から導入し、2年が経過をいたしました。先輩職員が仕事のアドバイスだけでなく、キャリアや人間関係などについて幅広くサポートし、後輩職員を支援する人事制度です。導入の目的は、新入職員の定着率向上、メンター自身の成長、他部署間のコミュニケーションの促進、女性のキャリア支援などですが、どのような効果や課題があるのか、お伺いをいたします。

次に企画財政課長にお伺いをいたします。

町の営業力強化とプロジェクトマネジャーの役割についてお伺いをいたします。

私の今回の一般質問で、西和賀町や海士町の例を取り上げ、デザインとブランド力の重要性を申し上げました。いかにインパクトを持って町外に売り出すかが確かでございます。よいものがあっても、町外に知られなければ売れません。町のトップセールスマンは町長であ

りますが、町には営業課はございません。

そこで、町内へのサテライトオフィス誘致で企業訪問をしているイコウェルすみたのプロジェクトマネジャーと連携し、企業版ふるさと納税の獲得や木材等を含めた町産品の営業力強化に取り組んではいかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、農政商工課長にお伺いいたします。

高機能バイオ炭についてでございます。

みどりの食料システム法が令和4年7月1日から施行されております。これは、農業分野では、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減、耕地面積に占める有機農業の面積割合を25%に拡大する内容のものです。現在、町で進めている耕畜連携による高機能バイオ炭活用に通じるものであります。岩手県は、この9月10日、県北の企業や大学等々を産学官による連携組織バイオ炭活用協議会を立ち上げました。今後、町ではどのような組織や体制で、高機能バイオ炭の普及や新たなビジネスモデルの構築を図る考えか、また、県のバイオ炭組織との連携をどのように考えているか、お伺いをいたします。

次に林政課長にお伺いいたします。

森林環境譲与税と私有林整備についてでございます。

毎年、町に4,000万から5,000万入る森林環境譲与税、森林・林業日本一を目指す町として、本年度までの意向調査や航空レーザ計測の成果をどのように活用していくかが問われます。足踏み状態の山助隊発足や私有林の再造林を図るためには、山林所有者に収支予想の提示説明が不可欠です。町や県、森林組合等の専任OB活用など、今後どのような施策を進める考えか、お伺いをいたします。

次に、住民税務課長にお伺いをいたします。

脱炭素先行地域計画の策定についてであります。

この夏も体温を超える猛暑、その影響と思われる猛烈な台風・竜巻と地球温暖化に起因すると思われる異常気象が多発しております。住田町は第5次環境基本計画の理念の下、町・町民・事業所等が連携して、環境への負担の少ない持続可能な社会の構築を推進しております。今までの脱炭素に係る各課の取組や気仙プレカット、気仙環境保全、住田遠野ウィンドファーム等のステークホルダーの取組を含めた脱炭素先行地域計画の作成と見える化が必要と考えます。そのことで、なお一層、住田町の特色を打ち出すことができるのではないかと考えます。

なお、県には岩手地域脱炭素推進委員兼環境アドバイザー35名が委嘱されておりますの

で、これらのアドバイザーの知見を活用するのも一つの方法ではないかと考えます。

次に建設課長にお伺いいたします。

昭和橋架け替えに伴う安全対策と町道改良についてであります。

昭和橋の供用開始・開通は1年半後の令和8年3月に見込まれております。現状、新橋の橋台の高さから、町道火石川向線は、新橋との接合部分で約80センチ上がると推定されます。高齢者等の安全対策の点から、どのように改善を考えているか、お伺いをいたします。

また、商店街からの入り口道路は、2件の立ち退きにより、当初計画とは大幅な変更となっております。この設計変更の説明会をいつ頃予定しているのか、お聞きいたします。

次に、保健福祉課長にお伺いをいたします。

アールス居住部門の活用についてであります。

現在、高齢者同士、あるいは高齢者1人世帯などが増え、病気退院後の容体安定のための一時療養所が必要との声や、先日の次期総合計画説明会の地区懇談会では、軽度認知症者のシェアハウスが町内に必要ではないかという提案もありました。アールス居住部門は、冬期間高齢者1人住まいの方のために利用されておりますが、冬期間以外は空き居室となっております。このことから、今回取り上げた一時療養所やシェアハウスなどへの活用ができないか、お伺いをいたします。

最後に教育委員会についてでございます。

教育長にお伺いをいたします。

文科省の研究開発学校指定後の地域創造学についてであります。

この9月27日に地域創造学の公開授業が開催されます。地域創造学は、我々の世代にはなかった正規の授業の中で、地域の人や歴史・文化・自然・暮らしに密着し、自らがプロジェクトを考え、実践し、その結果を発表する創造と自主・自立に満ちたすばらしい取組と評価をいたします。この取組は、長い目で見れば、地域に誇りと愛着を持った児童・生徒が将来の住田回帰につながるのではないかという期待も抱かせてくれます。来年度以降の地域創造学の目標と運営について、どのように考えているか、お伺いをいたします。

教育次長にお伺いいたします。

小学校の在り方検討についてでございます。

今年4月、有住中学校と世田米中学校が統合し、住田中学校が誕生しました。今まで、今後の教育の在り方を検討してきた教育審議会は、児童・生徒数の現状を踏まえ、小学校についても時期を見て検討しなければならないとしております。今後どのような過程を経て、い

つ頃から検討を始めるか、お考えをお伺いをいたします。

以上、11項目について質問し、決算審査の総括質疑といたします。

○委員長（佐々木信一君） ここで、6番、村上 薫君の総括質疑に対する答弁を保留し、11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時51分

再開 午前 11時20分

○委員長（佐々木信一君） 休憩前に保留していましたが、6番、村上 薫君の総括審議に対する答弁を求めます。

神田町長。

○町長（神田謙一君） 村上委員の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、国政において、地方創生に何を期待し、評価するかについてお答えをいたします。

地方創生において重要なことは、人々が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりと地域活性化が重要であります。特に急激な人口減少が進む地域では、暮らしの維持・再生を図ることが必要であります。

しかしながら残念ながらですが、委員御承知のとおり、都市部と地方の格差が顕著であり、その対策としては、国策による地方の暮らしの維持・再生に向けた財政支援の在り方を含めた制度改正が不可欠と考えます。

現在、情報支援・人材支援・財政支援等、実証試験的取組がなされておりますが、まだまだ試行錯誤の域であり、地方の実態を鑑み、地方再生により力強く政策転換・制度改正を行うことにより、結果として、持続可能な日本社会へとつながることを期待するものであります。

次に、役場周辺施設整備計画の具現化等、工程計画に関してお答えをいたします。

一般質問の際もお答えしましたが、財政状況等をお示しし、住民懇談会を5会場で実施し、住民の皆様の様々な御意見を伺ったところであります。

現在、その意見も参考にさせていただきながら、来年度からの総合計画の策定を本格化させてまいります。様々な課題等への対応を含め、また、基となる財政状況も見ながらの計画

策定となります。

時代は状況が大きく変動し、先がますます見えにくい状況ではあるものの、次期5か年計画の中でお示ししていければと考えております。

「花の建設、涙の保全」という言葉も大分古い言葉になりましたが、委員御質問のとおり、箱物も財政状況も課題を先送りすべきではありません。両にらみで次期計画も策定していきたいと考えております。

○委員長（佐々木信一君） 副町長、小向正悟君。

○副町長（小向正悟君） 私からは2点目、行政事務の包括業務委託についてお答えいたします。

町の行政を取り巻く環境は大変複雑化・多様化しているところでございます。こうした中で、専門性や調査・ノウハウ等を持った民間事業者等の能力を活用していくことは、町行政の運営において重要な視点であるというふうに考えます。

一方で、平等・公正・公平な事務事業の実施・運用、公務上知り得た事柄に対する守秘義務などは、公務の大原則として、その基本となるものでございます。

その担い手である地方公務員・役場職員には、地方公務員法が適用され、こうした大原則に対する違反には、懲役刑などの罰則が適用されます。

包括業務委託に限らず、様々な委託や民間能力の活用については、こうした公務の大原則が担保されるものかどうか、公務員法の適用のない民間事業者等に担えるものかなど、慎重に見極めながら検討していくべきものと考えております。

○委員長（佐々木信一君） 総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 私からは、3点目のメンター制度についてお答えいたします。

令和4年度から導入しましたメンター制度につきましては、一般職の職員を対象に導入してから2年が経過し、本年度を含めますと、先輩職員であります、いわゆるメンターとして12名、新規採用職員であります、いわゆるメンティとして15名の職員が、本制度によりペア活動などを行っております。

これまでの効果・実績につきましては、過去2年間に参加した職員にアンケートを実施した内容によりますと、メンター・メンティとも、7割以上の職員が制度に参加してよかったと回答しており、その理由といたしましては、メンター側では、先輩にアドバイス・指導という経験が自分の成長につながったと感じていることや、今後部下を持った際に生かすことができそうだと感じている点、職員間のコミュニケーションにつながっている点などが挙げ

られております。

一方で、メンティ側としても、ペアとしての活動の場があることで、業務はもちろんのこと、業務以外で生じた課題や悩みなどを相談しやすくなり、解決につながったことや、自分自身の課題点などにアドバイスをもらうことで、成長につながったと感じている職員が多く、特に新卒者など社会人経験が少ない職員において、より効果があったものと捉えているところでもあります。

いずれにしても共通しておりますのは、共に成長していることの実感であると捉えております。

課題といたしましては、職員個々に活動が委ねられていることから、ペアにより、活動に差が生じていることや、これまでこういったことはございませんが、懸念されますのは、ペア間などでトラブルが発生した際、本町のような職員が少ない職場ですと、メンター制度以外にも影響が出てしまうという点が考えられます。

今後におきましても、職場内の相談窓口を通じて、それなりのペアの活動をフォローしながら、メンター制度を運用してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○委員長（佐々木信一君） 住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 私からは7点目、脱炭素先行地域計画の策定についてお答えいたします。

地域における脱炭素の取組は、地球温暖化対策に貢献すると同時に、再生可能エネルギーなど、地域が持つ様々な資源を活用して、地域が抱える様々な課題の解決と同時に、地域経済の循環や地域の活性化を実現する機会でもあると捉えております。

本町におきましても、環境基本計画の望ましい環境像である豊かな環境と共生する持続可能な町、住田を目指すためのアクションプランの一つとして、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、庁舎内の脱炭素地球温暖化対策へ取り組んでいるところです。

一方では、住田町全域において、行政・事業者・町民の皆様が行っている、または行うべき脱炭素地球温暖化対策への取組をまとめ、計画的に実行していくことが必要となってきた時期ではあると認識しております。

計画策定に関しましては、今後取り組むべきものの一つとして検討してまいりたいと考えております。

○委員長（佐々木信一君） 企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 私からは、4点目のプロジェクトマネージャーと連携した営業力強化についてお答えいたします。

プロジェクトマネージャーは国の地域プロジェクトマネージャー推進要綱に基づき制定した住田町地域プロジェクトマネージャー設置要綱により、町の重要プロジェクトにおいて、地域の様々な人々をつなぎ、適切に調整しながらまとめ上げ、そのプロジェクトを推進していく人材であります。

現在は、イコウェルすみたの利用促進をその重要プロジェクトに位置づけ、町内へのサテライトオフィスなどの誘致と、そこに訪れる多様な職種の方々との交流を通して、町内の子供たちに多様な職業選択の可能性があることを知っていただくことを目的に活動しております。

委員御質問の町外への売り込みについてであります。本来、商品等の販売営業は民間が行うべきものであります。町としては、その側面的な支援として、ふるさと納税の返礼品登録などによる販路拡大や、森林・林業日本一のまちづくりというキャッチフレーズなどによる町のイメージアップ、認知度向上に努めているところでございます。

今後についてですが、プロジェクトマネージャーは、まずは現在取り組み始めた重要プロジェクトの推進に専念し、現在の取組でしっかりと成果を出していくことに注力してまいりたいと考えており、委員御提言の内容につきましては、今後よりよい在り方を検討していく上での参考とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 私のほうからは9点目、アンルス居住部門の活用についてお答えします。

アンルス居住部門については、国の生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱に基づき、町が実施主体となり、住田町社会福祉協議会に委託して、事業を実施しております。

利用対象者は原則として、60歳以上の1人暮らしの方、夫婦のみ世帯に属する方などで、高齢等のため独立して生活することに不安のある方と定められており、主に冬期間利用していただいております。

一時療養所や軽度認知症者へのシェアハウスが必要ではないかという町民の声があることは承知しておりますが、そのような施設は、様々な運営主体が空き家などを活用して運営す

ることも可能です。

しかし、実際に運営する上では、利用対象者・運営費用・人的体制など様々な問題を解決しなければなりません。

御質問の件につきましては、居住部門の有効活用策の一つの御提案として受け止めており、今後議論する際の参考にさせていただきたいと思います。

なお、居住部門の運営につきましては、当面現在の運営体制を継続していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君） 私のほうからは、8点目の昭和橋架け替えに伴う安全対策と町道改良についてお答えいたします。

新橋と町道火石川向線との接合部分が、既設から上昇することにつきましては、昭和橋の橋桁の余裕高さの不足が指摘されたことから生じたものであります。

委員御指摘のように、高齢者等の安全確保の観点から、県と協議し、現況より10メートルほど取付距離を延長し、その傾斜角を緩やかになるよう変更しております。

今後につきましても、近隣住居の車等の出入りに支障が生じることがないように、県と協議しながら、引き続き安全確保に努めてまいります。

また、商店街から新橋までの改良につきまして、他の町道改良と同様に変更による説明会の開催は、現段階では予定しておりませんが、新橋の供用開始に合わせて、周辺道路の安全な利用について周知していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 農政商工課長、菊田賢一君。

○農政商工課長（菊田賢一君） 私からは、5点目の高機能バイオ炭の取組についてお答えします。

国では、脱炭素社会の構築の施策の一つである、みどりの食料システム戦略の中で、2050年度までに有機農業を耕地面積の25%に拡大すること、化学農薬の使用量を半減すること、化学肥料の使用量を3割減することを数値目標としております。

本町においては、畜産堆肥の利用促進を図るため、補助事業の新設や環境保全型農業の推進に努めているところです。

また、畜産は年々生産が拡大されており、鶏ふん炭化施設や発酵鶏ふんペレットが製造で

きる堆肥センターの施設整備もされているところです。

その強みを背景として、名古屋大学発のベンチャー企業と連携し、農地への炭素固定の微生物培養技術による土壌改良を両立する高機能バイオ炭の取組を進めているところであります。現在は、関係機関と情報共有・意見交換を行いながら、実証圃での分析等を進めております。

今後につきましては、県バイオ炭活用協議会との連携は今のところ考えておりませんが、これまで情報交換を行ってきた全農・県・普及センター・JA大船渡等関係機関と連携を図りながら、高機能バイオ炭による環境保全型農業の普及と併せ、Jクレジットも視野に入れながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 林政課長、佐々木暁文君。

○林政課長（佐々木暁文君） 私からは、6点目の森林環境譲与税と森林整備についてお答えをいたします。

本町においては、これまでFSC森林認証の取組などにより、私有林の整備を促進してきたところではございますが、いまだ手入れの行き届かない森林が散見されるとともに、皆伐後の再造林が進まない状況も新たな課題となっております。

そういった現状において適切な経営管理が行われていない森林を町が集約し、町や林業事業体が管理することで、林業の成長産業化と森林の適正な管理の両立を促す森林経営管理制度を推進することが重要になるものと捉えているところでございます。

具体といたしましては、森林所有者に対する意向調査や航空レーザー測量に基づく森林資源情報の集約を行った後に、私有林整備のマネジメントを担う森林組合などとも連携しながら、まずは森林所有者に対し、今後の森林経営の方向性を確認させていただくこととしております。

その際には、決して町への集約ありきではなく、これまで町が行ってきた私有林整備に対する支援策なども紹介しながら、御自身が所有する森林の整備に興味・関心を持っていただけるよう働きかけを進める中で、改めまして森林所有者のニーズがどこに置かれているのかを見極めてまいりたいと考えているところでございます。

また、それと並行し、受け手となる林業事業体の労働力確保の課題等にも向き合いながら、本町の特性に見合った私有林整備の推進体制について、森林環境譲与税なども有効活用しながら構築してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○委員長（佐々木信一君） 教育長、松高正俊君。

○教育長（松高正俊君） 私からは、10点目の（1）文部科学省研究開発学校指定後の地域創造学についてお答えいたします。

町内3小・中学校、住田高校は、文部科学省から研究開発学校として、平成29年度から令和6年度まで、2期8年間指定を受けています。

今年度は指定最終年度で、9月27日に学校公開を開催し、100名を超える参加者がある中で、研究の成果を発表する予定です。

来年度以降の地域創造学につきましては、文部科学省の研究開発学校の指定校ではなくなりますが、住田町の教育の大きな特徴でもあり、多くの成果を上げている地域創造学を今後も継続していきたいと考えております。

その中で、教科としての地域創造学を継続するに当たっては、文部科学省の学習指導要領を踏まえた対応をしていきたいと考えております。

次に、地域創造学の目標としては、今までの取組の成果と課題を分析し、これからも学校と地域が連携し、よりよい教育環境の実現に向けて取組続けることにより、住田町の児童・生徒の社会的実践力を育むこと、地域を担う人材育成を図ること、そして、この学習により、住田町という地域の活性化につなげていきたいと考えております。

また、運営につきましては、来年度以降も住田町教育委員会、住田町内の3小・中学校、住田高校が連携をし、地域住民の方々、関係機関等の協力を得ながら進めていきたいと考えております。

私からは以上になります。

○委員長（佐々木信一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 私からは、10点目の（2）小学校の在り方検討についてお答えいたします。

町内小・中学校の在り方については、令和4年3月に住田町教育審議会より、中学校については統合することが望ましい、小学校については、児童の発達段階を踏まえた十分な策を講じる必要があることから、時期を待って統合することが望ましいとの答申を頂戴いたしました。

この答申を踏まえ、町及び教育委員会では、令和6年4月にまず中学校を統合したものであります。

御質問の小学校の在り方検討につきましては、時期を待っての統合することが望ましいとの答申を受けておりますとともに、附帯事項として加えられた4つの項目、1、当該学校の関係者・保護者並びに地域住民への十分な説明を行い、合意形成を図った上で進めること、2、地域創造学での保・小・中・高が連携した学びを継続し、さらに深めていくこと、3、通学区域が変更となる児童に対する通学支援の手だてとして、スクールバス等の対策を講じること、4、統合が実現するまでの間、学校間の交流活動を行い、児童や保護者への不安解消に努めることに留意し、在り方について検討していきたいと考えております。

学校の在り方検討につきましては、中学校の統合過程を参考に、検討開始の時期につきましては、今後の児童の人数、保護者や地域の皆様の御意見も参考にしながら決めたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） これで、決算6件についての質疑を終わります。

◎認定第1号から認定第6号の討論

○委員長（佐々木信一君） これから、決算認定6件について、一括して討論を行います。

原案のとおり認定及び決定することに反対の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） 次に、原案のとおり認定及び決定することに賛成の発言を許します。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 7番、阿部祐一であります。

令和5年度住田町一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険、介護保険、後期高齢者の各特別会計決算及び簡易水道、下水道事業会計の決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の分類が5類に移行され、町民の暮らし方や働き方も徐々に正常に戻りつつ進んでまいりました。

神田町長の令和5年度の施政方針演説では、総合計画の重点施策、医・食・住の政策分野に取り組み、コロナ禍の先にある新しい時代に適合した町政に向けて、新しい発想と視点を

持って施策を着実に進め、創造していくということにしております。

私が賛成する理由は、新型コロナウイルス感染症対策で関係機関と連携を深めながら、町民が安心して接種を受ける体制を実施したことです。

次に、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻による原油の高騰による諸物価の値上がり、さらには日常生活に大きな影響を受ける中で、商工会を中心に、「使って応援住田チケット『すみチケ2023』」と「すみチケプラスワン」、この2つのプレミアム商品券を発行し、町民はもとより、町内の幅広い事業者に支援を行い、地元消費の喚起を促しました。

次に、産業振興においては、滝観洞観光センター受付棟の完成により、観光客の誘客が図られ、新たな観光拠点となっていること、仕事・学びの場の創出事業では、イコウエルすみたを拠点にプロジェクトマネジャーを配置し、関係人口の拡大に努めてきたことであります。

農業振興では、飼料米生産拡大事業補助金やニューファーマー支援事業交付金など、農業の担い手対策に力を入れてまいりました。

林業振興では、森林経営管理制度の推進に向け、大股地区において、森林所有者の意向調査や航空レーザー測量による森林資源解析を行い、今後の林業発展のための基礎情報の収集に努めてきたこととございます。

さらに、教育分野においては、世田米・有住中学校の統合による、新設住田中学校への創設への取組や、住田高校の支援では、地域創造学を取り入れながら、住田高校の存続に向け努力してきたところでございます。みらい入学者2名を含め、28名の入学者を確保できたことは大いに評価するものでございます。

決算審査において、行政は自治体の原点に返り、住民との約束を守ることや住民の福祉の増進という自治体本来の役割を果たすことが大切であり、住民が主人公という地方自治の立場に立った町政に取り組むことが成果につながってきたと捉えられました。

本町のような小規模自治体は、住民生活を守る事業サービスを優先しながら、基盤となる地域経済の発展のための産業振興に力を注ぐべきと捉えるものであります。

人口減少に対応したまちづくり・地域づくりには、人材・資源・技術を生かし、助け合う協働のまち、共生のまちづくりがますます大切であることを申し添え、賛成討論といたします。

委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 次に、原案のとおり認定及び決定することに反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） 次に、原案のとおり認定及び決定することに賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） これで、討論を終わります。

◎認定第1号から認定第6号の採決

○委員長（佐々木信一君） これから、各決算ごとに採決します。

認定第1号 令和5年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○委員長（佐々木信一君） 起立多数であります。

したがって、認定第1号 令和5年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○委員長（佐々木信一君） 起立多数であります。

したがって、認定第2号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和5年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○委員長（佐々木信一君） 起立多数であります。

したがって、認定第3号 令和5年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○委員長（佐々木信一君） 起立多数であります。

したがって、認定第4号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和5年度住田町簡易水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○委員長（佐々木信一君） 起立多数であります。

したがって、認定第5号 令和5年度住田町簡易水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和5年度住田町下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○委員長（佐々木信一君） 起立多数であります。

したがって、認定第6号 令和5年度住田町下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

◎閉会の宣言

○委員長（佐々木信一君） これで本委員会に付託された案件の審査は全部終了しました。

決算審査特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前 11時51分